

豊橋市斎場整備・運営事業

入札説明書

平成 30 年 4 月

豊 橋 市

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1 入札説明書の定義..... | 1 |
| 第2 事業概要 | 1 |
| 1 事業の名称 | 1 |
| 2 対象となる公共施設 | 1 |
| 3 公共施設等の管理者の名称 | 1 |
| 4 事業の目的 | 1 |
| 5 基本方針 | 2 |
| 6 事業方式 | 2 |
| 7 事業範囲 | 3 |
| 8 事業期間 | 4 |
| 9 公の施設の設置及び管理について | 4 |
| 10 選定事業者の収入 | 4 |
| 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項..... | 5 |
| 1 募集及び選定の方法 | 5 |
| 2 選定のスケジュール | 5 |
| 3 応募者の入札参加資格要件 | 6 |
| 4 入札手続き等 | 9 |
| 5 落札者の決定方法等 | 17 |
| 6 契約に関する基本的な考え方 | 17 |
| 第4 その他事業の実施に関し必要な事項..... | 19 |
| 1 事業の継続が困難となった場合の措置 | 19 |
| 2 債務負担行為 | 20 |
| 3 議会の議決 | 20 |
| 4 情報公開及び情報提供 | 20 |
| 別紙1 維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険（参考） | |
| 別紙2 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件 | |

第1 入札説明書の定義

豊橋市斎場整備・運営事業入札説明書は（以下「入札説明書」という。）、豊橋市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成30年1月31日に特定事業の選定を行った、豊橋市斎場整備・運営事業（以下「本事業」という。）について平成30年4月16日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）の入札条件を定めたものである。

入札説明書に添付されている、豊橋市斎場整備・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）、豊橋市斎場整備・運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）、豊橋市斎場整備・運営事業様式集（以下「様式集」という。）、豊橋市斎場整備・運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、及び豊橋市斎場整備・運営事業事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）は一体のもの（以下、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、及び事業契約書（案）を総称して「入札説明書等」という。）であり、入札説明書等全体で入札条件を規定している。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問・回答によるものとする。

第2 事業概要

1 事業の名称

豊橋市斎場整備・運営事業

2 対象となる公共施設

豊橋市斎場（以下「本施設」という。）

3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

なお、本施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付け、本事業を実施する者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

4 事業の目的

本施設は、昭和7年11月に市立豊橋火葬場として現在地に開設され、昭和51年7月に全面改築された。その後、平成14年度から15年度にかけて斎場棟及び白ヶ池会館（待合棟）の

大規模改修を実施し、市民の火葬需要に応じてきた。

しかしながら、全面改築から41年を迎え、施設の老朽化が進むとともに、機能やスペースの面において市民の要望に応えきれない部分も出てきている。また、今後、高齢化の進行により火葬件数の増加が見込まれ、現在の斎場では近い将来、火葬業務に支障をきたすことが想定されることから、市では平成28年度に豊橋市斎場再整備計画を策定した。

市は、今後将来にわたる市民の火葬需要に応じていくことを目指しており、本事業の実施にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、事業者に対しては本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待している。

5 基本方針

【方針1】 今後の火葬需要に対応できる施設規模とする。

高齢化の進行に伴い、増加する火葬需要に対応できる施設規模・機能を整備する。

【方針2】 会葬者にとって利用しやすく、プライバシーに配慮した施設とする。

会葬者にとって分かりやすくプライバシーに配慮した動線計画とし、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインを採用する。また、地域の火葬習慣や利用者ニーズを考慮した機能、スペースを備えた施設とする。

【方針3】 環境に配慮した施設とする。

周辺環境への影響を最小限に抑えるため、ダイオキシン類を始めとしたばい煙の除去が十分に行える火葬設備を導入する。また、環境に配慮した設備・機器の導入や再生可能なエネルギーの利用により環境にやさしい施設を整備する。

【方針4】 災害に強い構造を検討し整備する。

災害に強い構造を検討するとともに、自家発電設備を設置し、災害時でも一定期間は火葬ができるように整備する。

【方針5】 施設の適切な維持管理、効率的な運営を可能とする施設とする。

施設ができるだけ長く利用できるよう、建物については予防保全を前提として適切に維持管理するとともに、火葬設備についても適切かつ効率的な運転、メンテナンスが行える設備を導入する。また、業務スペースの拡充や設備の充実を図り、職員が作業をしやすい環境を整備する。

6 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理・運営を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

7 事業範囲

選定事業者が実施する業務は、次の（１）から（４）に掲げるものとする。

（１）施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ 稼働準備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

（２）維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構等維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

（３）運營業務

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務
- ・ 収骨業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・産汚物等の火葬業務
- ・ 待合室関連業務
- ・ 物品販売業務

- ・ 公金収納代行業務
 - ・ その他運営上必要な業務
- (4) 既存施設の解体・撤去等業務
- ・ 既存施設の解体業務
 - ・ 廃棄物の処分業務
 - ・ 跡地整備業務

8 事業期間

| 時期 | スケジュール |
|-----------|-----------------------|
| 平成30年12月～ | 施設の設計・建設期間（試運転期間含む） |
| 平成33年 3月 | 本施設の引渡し及び所有権移転 |
| 平成33年 4月 | 本施設の使用開始 |
| 平成33年 4月～ | 既存施設等の解体・撤去、跡地整備 |
| 平成33年 8月 | 既存施設等の解体・撤去、跡地整備完了期限 |
| 平成53年 3月 | 事業期間終了（維持管理・運営期間20年間） |

9 公の施設の設置及び管理について

本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定める。

10 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりとする。

(1) 施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価

本施設の施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価については、事業契約書に定める額を支払う。

(2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価

本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払う。

なお、使用料は市の収入とする。

(3) 物品販売による収入

物品販売による収入は選定事業者の収入とする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら本事業の実施を希望する民間事業者を広く募集する。民間事業者の選定にあたっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する。

2 選定のスケジュール

民間事業者の募集・選定スケジュールは次のとおり予定している。

| 日 程 | 内 容 |
|--|-----------------------------|
| 平成 30 年 4 月 16 日 (月) | 入札公告 (入札説明書等の公表) |
| 平成 30 年 4 月 20 日 (金) | 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の申込受付締切 |
| 平成 30 年 4 月 16 日 (月) ~ 平成 30 年 5 月 9 日 (水) | 入札説明書等に関する質問の受付 (第 1 回) |
| 平成 30 年 4 月 27 日 (金) | 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催 |
| 平成 30 年 6 月 1 日 (金) | 入札説明書等に関する質問への回答 (第 1 回) |
| 平成 30 年 6 月 11 日 (月) ~ 平成 30 年 6 月 25 日 (月) | 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付 |
| 平成 30 年 6 月 4 日 (月) ~ 平成 30 年 6 月 15 日 (金) | 入札説明書等に関する質問の受付 (第 2 回) |
| 平成 30 年 6 月 22 日 (金) | 直接対話 (第 2 回) |
| 平成 30 年 7 月 2 日 (月) | 入札参加資格確認通知の発送 |
| 平成 30 年 7 月 9 日 (月) | 入札説明書等に関する質問への回答 (第 2 回) |
| 平成 30 年 8 月 10 日 (金) | 入札 (提案書の提出) |
| 平成 30 年 9 月中旬 | 応募者へのヒアリング |
| 平成 30 年 10 月上旬 | 落札者の決定・公表 |
| 平成 30 年 10 月中旬 | 基本協定の締結 |
| 平成 30 年 11 月上旬 | 事業仮契約の締結 |
| 平成 30 年 12 月中旬 | 事業契約の締結 |

3 応募者の入札参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 本事業の応募者は、本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設の火葬炉設備を製造及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）、火葬炉の運転業務並びに火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含むものとする。

イ 設計企業、建設企業、工事監理企業、火葬炉企業、火葬炉運転企業、維持管理企業及び運営企業のうち、複数を一企業が兼ねることを認める。ただし、建設企業又は火葬炉企業は、工事監理企業を兼ねること、又は資本面若しくは人事面において関連のある企業同士が建設企業又は火葬炉企業と工事監理企業になることはできないものとする。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、又は有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいう（以下、資本面若しくは人事面において関連がある者については、同定義とする。）。

ウ 応募者は、入札参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに当該企業の担当する業務を明らかにする。なお、構成企業とは、特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して出資する者であり、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいい、協力企業とは、SPCに対して出資は行わない者であり、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

エ 応募者は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定める。

オ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。ただし、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることは、この限りではない。（詳細は別紙2を参照のこと。）

(2) 構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。

ア PFI法第9条の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- キ 入札参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりとする。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、（1）イの記載事項を参照する（ケにおいて同じ。）。
- （ア） 玉野総合コンサルタント株式会社
- （イ） 西脇法律事務所
- ケ 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者
- コ 入札参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者
- サ 「市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者

（3）応募者の入札参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

ア 設計企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を行っていることとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契
約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。
- (ウ) 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、(ア)及び(イ)の要件はす
べての者が満たすこととする。

イ 建設企業

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につ
き、特定建設業の許可を有していることとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加す
る者に必要な資格を有することとする。
- (ウ) (ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評
定値について、建築一式が 800 点以上であることとする。
- (エ) 建設企業が単独の場合は、必ず(ア)から(ウ)の要件をすべて満たすこととする。
- (オ) 建設企業が複数の場合は、(ア)及び(イ)の要件はすべての者が満たすこととし、
(ウ)の要件は少なくとも 1 社が満たせば良いものとする。

ウ 工事監理企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務
所の登録を行っていることとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契
約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

エ 火葬炉企業

- (ア) 10 基以上の火葬炉の自治体への納入実績を有することとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加す
る者に必要な資格を有することとする。

オ 火葬炉運転企業

- (ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備え
ていることとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加す
る者に必要な資格を有することとする。

カ 維持管理企業・運営企業

- (ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備え
ていることとする。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加す
る者に必要な資格を有していることとする。

(4) 入札参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された入札参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者の代表企業に対して入札参加資格要件を満たしているか否かを通知する（通知の発送日を「入札参加資格確認通知日」とする。）。

なお、入札参加資格確認通知を受けた応募者の構成企業又は協力企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とする。

- ア 入札参加資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に上記(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合
- イ 5(1)に示す審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合

(5) 構成企業等の変更

入札参加表明書により参加の意思を表明した後は、応募者の構成企業又は協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き、認めることがある。

4 入札手続き等

(1) 入札公告に関する事項

ア 入札公告

入札公告は平成30年4月16日（月）とし、市の公式ホームページにおいて公表する。入札説明書等についても、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/33234.htm>

イ 入札説明書等の閲覧

入札説明書等の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

平成30年4月16日（月）から8月9日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時まで

(ウ) 閲覧場所

豊橋市福祉部福祉政策課

豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館 3F

なお、原則として入札説明書等は配布しない。

(エ) 閲覧書類

閲覧を行う書類は以下のとおりである。

- ・入札説明書等
- ・建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引

ウ 入札説明書等に関する説明会等

(ア) 日時及び場所

平成 30 年 4 月 27 日 (金)

| 時間 | 内容 | 会場 | 備考 |
|--------|---------------|--|----------------|
| 13:00～ | 入札説明書等に関する説明会 | 豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 8F 東 86 会議室 | 受付開始時間 (12:30) |
| 15:00～ | 現地見学会 | 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 36 及び 52 番地 228 豊橋市斎場内 | 現地集合とする |

(イ) 参加申込期間

平成 30 年 4 月 16 日 (月) から平成 30 年 4 月 20 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(ウ) 申込方法

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会への参加申込書 (様式 1-1) に記入し、参加申込期間内に電子メール若しくは FAX により提出すること。件名は「豊橋市斎場整備・運営事業 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会への参加申込〇〇」(〇〇は提出企業名) とすること。

参加については参加企業 1 社につき最大 2 名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

なお、現地見学会については、現地集合、現地解散とし、交通手段については各参加者で確保すること。

(エ) 申込先

豊橋市福祉部福祉政策課

E-mail : fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

FAX : 0532-56-2813

エ 入札説明書等に関する質問 (第 1 回) の受付及び回答

入札説明書等に関する質問 (第 1 回) の受付及び回答を以下のとおり行う。

質問に対する回答は、市の公式ホームページにおいて公表する。

(ア) 受付期間

平成 30 年 4 月 16 日 (月) から 5 月 9 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式 1-2 に記入の上、電子メール (添付ファイル) にて提出すること。使用するソフトは Microsoft Excel とすること。その際、市が受領していることを念のため電話で確認すること。

《提出様式》

様式 1-2 (入札説明書等に関する質問書)

(ウ) 提出先

豊橋市福祉部福祉政策課

E-mail : fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 入札説明書等に関する質問 (第 1 回) への回答の公表

入札説明書等に関する質問 (第 1 回) への回答は、平成 30 年 6 月 1 日 (金) までに、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/33234.htm>

オ 民間事業者との直接対話

民間事業者との直接対話 (第 2 回) を実施します。

(ア) 開催日時及び場所

平成 30 年 6 月 22 日 (金) 午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 4 時

豊橋市役所 東館 12F 東 123 会議室

(イ) 参加申込

直接対話申込書 (様式 1-3) 及び直接対話に関する質問書 (様式 1-4) に記入し、申込期限までに電子メールにより提出すること。件名は「豊橋市斎場整備・運営事業・直接対話申込 ○○」(○○は提出企業名) とすること。その際、市が受領していることを念のため電話で確認すること。

(ウ) 提出先

豊橋市福祉部福祉政策課

E-mail : fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 申込期限

平成 30 年 6 月 15 日 (金) 午後 5 時

(オ) 参加人数

1 グループ 5 名以内とする。

(カ) 対話内容

原則非公表とするが、市の判断により、入札説明書等に反映することがある。なお、対話内容は優秀提案を選定する際の審査内容に影響するものではなく、また応募者の提案内容及び提案金額を拘束するものではない。

カ 入札説明書等に関する質問 (第 2 回) の受付及び回答

入札説明書等に関する質問 (第 2 回) の受付及び回答を以下のとおり行う。質問に対する回答は、市の公式ホームページにおいて公表する。

(ア) 受付期間

平成 30 年 6 月 4 日 (月) から 6 月 15 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式 1-2 に記入の上、電子メール (添付ファイル)

にて提出すること。使用するソフトはMicrosoft Excel とすること。その際、市が受領していることを念のため電話で確認すること。

《提出様式》

様式 1-2 (入札説明書等に関する質問書)

(ウ) 提出先

豊橋市福祉部福祉政策課

E-mail : fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 入札説明書等に関する質問 (第 2 回) への回答の公表

入札説明書等に関する質問 (第 2 回) への回答は、平成 30 年 7 月 9 日 (月) までに、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/33234.htm>

(2) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

本件入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないとされた者は本件入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

平成 30 年 6 月 11 日 (月) から 6 月 25 日 (月) 午後 5 時まで

(イ) 提出先

豊橋市福祉部福祉政策課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 3F

(ウ) 提出方法

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。電子メール等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。また、郵送の場合は、6月25日(月)午後5時までに必着とし、「豊橋市福祉部福祉政策課 豊橋市斎場整備・運営事業入札関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

イ 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。様式 2-1~2-14 は、必要な添付書類等を含め、正 1 部・副 1 部を作成すること。様式 2-5~2-11 は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に作成すること。なお、提出にあたっては様式 2-1~2-14 を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式 2-1 (入札参加表明書)

様式 2-2 (応募者の構成表)

様式 2-3 (委任状)

様式 2-4 (入札参加資格確認申請書)

様式 2-5 (入札参加資格要件確認書 (設計企業))

様式 2-6 (入札参加資格要件確認書 (建設企業))

様式 2-7 (入札参加資格要件確認書 (工事監理企業))

様式 2-8 (入札参加資格要件確認書 (火葬炉企業))

様式 2-9 (入札参加資格要件確認書 (火葬炉運転企業))

様式 2-10 (入札参加資格要件確認書 (維持管理企業))

様式 2-11 (入札参加資格要件確認書 (運営企業))

様式 2-12 (情報管理誓約書) ※火葬炉企業又は火葬炉運転企業が他の構成企業又は協力企業を兼ねる場合に提出すること

様式 2-13 (入札参加資格確認の附属資料提出確認書)

様式 2-14 (入札参加資格報告書)

ウ 入札参加資格確認の通知

市は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出した者に対して、入札参加資格確認通知を平成 30 年 7 月 2 日 (月) までに発送する。なお、この時入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料 (以下「提案書類」という。) 提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成 30 年 7 月 10 日 (火) 午後 5 時 (必着) までに書面により上記提出先まで申し出る。(様式自由)。回答は文書により行い、平成 30 年 7 月 17 日 (火) までに発送する。

オ その他

(ア) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(イ) 市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(3) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式 3-1 を入札日までに豊橋市福祉部福祉政策課に持参、又は郵便若しくは信書便 (入札日の前日までに到着するものに限る。) により提出すること。なお、入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式 3-1（入札辞退届）

（4）入札日時等

入札参加資格確認通知により、入札参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出する。

ア 提案書類の提出

（ア）日時

平成 30 年 8 月 10 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

（イ）場所

豊橋市福祉部福祉政策課

豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 3F

※提案書類は持参により提出すること。また、提案書類の提出に際しては、入札参加資格確認通知の写しを持参すること。

イ 提案書類の作成方法

提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。

- ・提出部数は、正 1 部・副 15 部とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。
- ・様式 6-1 については、A3 版の簡易ファイル綴じとし、その他の様式は A4 版の簡易ファイル綴じとする。
- ・すべての提案書類について、電子データ（CD-R・3 部）を併せて提出すること。なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。
- ・Microsoft Excel 形式のデータについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

《提出様式》

様式 4-1（提案書類届出書）～様式 8-4（地域経済への配慮・貢献）までの各様式

ウ 入札にあたっての留意事項

（ア）入札説明書等の承諾

応募者を構成する企業は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。

（イ）費用負担

提案書類の作成及び提出等の入札に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

（ウ）公正な入札の確保

応募者を構成する企業は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

(エ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した入札説明書等又はその他の参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

c 市が提示した参考図書等の取扱い

市が提示する入札説明書等又はその他の参考図書等は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

入札保証金は免除とする。

b 契約保証金

選定事業者は、本施設の施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価（サービス購入費A～D）から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、選定事業者は、上記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。

※選定事業者を被保険者として当該保険を契約する場合、選定事業者は、自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

(キ) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、選定事業者は第三者賠償責任保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。維持管理期間中も、施設内に

において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、選定事業者は賠償責任保険に加入すること。(詳細については事業契約書(案)に記載する。)。なお、維持管理期間において、市は建物総合損害共済(社団法人全国市有物件災害共済会東海支部)と同程度の保険付保を予定している。(別紙に概要を示す。)。希望者は、建物総合損害共済事業の概要と事務取扱の手引を豊橋市役所福祉部福祉政策課にて閲覧可能である。

(ク) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札参加資格がない者がした入札
- ・応募者の代表企業以外の者がした入札
- ・入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ・記名及び押印のない入札書による入札
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- ・応募者がした2つ以上の入札(火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業になる場合を除く。)
- ・入札に際して連合等の不正行為があった入札
- ・所定の日時まで所定の場所に到着しなかった入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

(ケ) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本件入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により本件入札を公正に執行できないと認められるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止する場合がある。

なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、すべて応募者の負担とする。

(コ) 入札価格の記載等

入札金額は、市から受け取るサービス購入費の総額の単純合計値(消費税及び地方消費税を含まない。)の額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、金利変動及び物価変動は見込まないものとする。

サービス購入費B及びDについては、事業契約書(案)別紙6に定めた算定方法に従い算定する。割賦金利の算定に用いる利率は基準金利に、サービス購入費Bの支払計画書及びサービス購入費Dの支払計画書で提案したスプレッドを加えたものとする。提案書に使用する基準金利は、平成30年7月10日の午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートを使用すること。

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は、総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」、「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 豊橋市斎場整備・運営事業審査委員会

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、「豊橋市斎場整備・運営事業審査委員会」（平成 29 年 4 月 25 日設置。以下「審査委員会」という。）が落札者決定基準に基づき行う。

審査委員会の委員は次のとおりである（敬称略）。

| | | |
|------|--------|-----------------------------|
| 委員長 | 奥野 信宏 | （(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長） |
| 副委員長 | 鈴木 賢一 | （名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授） |
| 委員 | 井上 隆信 | （豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授） |
| 委員 | 功刀 由紀子 | （愛知大学地域政策学部教授） |
| 委員 | 西尾 康嗣 | （豊橋市福祉部長） |

なお、総合審査の過程で、応募者に対するヒアリングを実施する予定であるが、詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知する。

(2) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成 30 年 11 月上旬に市の公式ホームページにおいて公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札者と基本協定を締結する。

(2) SPC の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として SPC を市内に設立することを要件とする。

イ 落札者の構成企業は SPC に出資すること。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすること。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の 100 分の 50 を超えるものとする。

ウ すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面

による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはいけない。

(3) 事業契約の締結

市は落札者が設立する SPC と仮契約を締結する。

SPC は、事業契約締結までに事業契約書に記載の契約保証金の納付等を行い、市を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

ア 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。）は、選定事業者の負担とする。

ウ 事業契約の市議会による議決（効力の発生）

本事業契約は、PFI 法第 12 条の規定により、市議会の議決を得たときに効力が発生するものとする。

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び選定事業者（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

エ SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

オ 金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接契約を結ぶことを想定している。

(4) その他

落札者決定以降、事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業又は協力企業が上記 3（2）に該当する場合、又は 3（3）で定める資格要件を欠くに至った場合及び「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づく排除措置を受けた場合、市は落札者と基本協定を締結せず、又は落札者の設立した SPC と事業契約を締結しない場合がある。

また、市は、本事業契約締結までに建築基準法第 51 条に基づく都市計画審議会を

開催する予定であり、建築許可申請は、実施設計を終えた段階で行う予定である。そのため、都市計画審議会において本施設の位置が認められない場合には、市は落札者と基本協定を締結せず、または落札者の設立した SPC と事業契約を締結しない。

市が落札者と基本協定を締結せず、または落札者の設立した SPC と事業契約を締結しない場合において、市は選定事業者に生じる費用について損害を賠償しない。

第 4 その他事業の実施に関し必要な事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他の選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は契約を解除することができるものとする。

イ 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとする。

ウ ア及びイの規定により市が契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は契約を解除することができるものとする。

イ アの規定により選定事業者が契約を解除した場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は選定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は事業継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとする。

2 債務負担行為

市は、事業契約に関して、「7,580,000千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

3 議会の議決

本事業契約に関する議案を平成30年12月市議会定例会に提出予定である。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市の公式ホームページ等を通じて適宜行う。ただし、各応募者からの入札条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

【本事業の担当部署】 豊橋市福祉部福祉政策課

【住所】 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

【TEL】 0532-51-2379 【FAX】 0532-56-2813

【E-mail】 fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

【URL】 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/2695.htm>

別紙1 維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険（参考）

本事業の維持管理・運営期間においては、市が現在加入している建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会東海支部）と同程度の保険付保を予定している。以下にその概要を示す。

建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）の概要

○共済の目的の範囲

建物：土地に定着して建設され、屋蓋を有し、居住、作業、販売、貯蔵等の用に供される構築物をいい、給排水、冷暖房等の附属設備は建物に含まれる。なお、門等の構築物は建物の一部分とはみなされない。

○てん補責任の範囲（次のいずれかの偶然の事故による損害が生じたときは、災害共済金が支払われる。）

- ① 火災による損害
- ② 落雷による損害
- ③ 破裂又は爆発による損害
- ④ 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害
- ⑤ 車両の衝突又は接触による損害
- ⑥ 騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害
- ⑦ 破壊行為による損害
- ⑧ 風災又は水災による損害
- ⑨ 雪災による損害
- ⑩ 土砂崩れによる損害

○共済の目的の価額

共済の目的が建物である場合は、再調達価額によって定める。

※再調達価額とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模のものを再築する額をいい、建築費指数によって建物の再調達価額を算出する。

○共済責任額の設定

共済の目的が建物である場合の共済責任額は、「全部共済委託」（委託物件の共済責任額が共済の目的の価額と等しい額が設定されている場合）が原則である。

別紙2 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件

1 複数応募者への重複参加について

本事業においては、応募者の積極的な参加を促す観点から、一応募者の構成企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることを認めるものとする。

2 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合の要件

(1) 専任担当者の設置

火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加するにあたり、当該企業の担当者は応募者毎に専任の担当者を置き、応募者間の担当者の重複がないようにするとともに、専任担当者間の情報遮断を徹底すること。

また、各応募者が提案書作成のために実施する打ち合わせや会議についても、当該企業に所属する出席者は応募者毎に重複がないようにすること。

(2) 情報管理計画書等の提出

ア 複数応募者に重複して参加を希望する企業は、情報管理誓約書（様式 2-12）及び情報管理計画書を入札参加表明時に市に提出し、市の承認を受けること。情報管理計画書の様式は任意とするが、最低限次の事項を含むこと。

- ・本事業の提案に関し応募者から知り得た機密情報の管理方針
- ・応募者に提示した見積金額に関する情報の管理方針
- ・当該機密情報の管理に関する代表者及び専任担当者による誓約
- ・本事業の提案に関し応募者から受領した機密文書の保管・持ち出し方法
- ・情報管理報告書の様式

イ 複数応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書を市に提出する前に、必ず応募者の代表企業の確認を受けること。

ウ 複数応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書に基づき、各応募者間の情報管理を徹底すること。また、代表企業は、情報管理計画が遵守されるよう確認を行うこと。

エ 複数応募者として参加する企業は、応募者の提案書提出時に応募者毎に情報管理報告書を市に提出し、市の確認を受けること。

(3) 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用

ア 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合において、当該企業が実施する業務に係る費用は、各応募者間での公平性を確保すること。

3 入札参加資格の喪失

2（1）及び（2）の要件が遵守されていない市が判断した場合には、当該企業が参加するすべての応募者は、入札参加資格を喪失するものとする。

また、各応募者の代表企業又は構成企業が、当該企業をして他の応募者の機密情報を不正に入手させ、又は入手させようとした事実が確認された場合は、かかる代表企業又は構成企業が参加する応募者は、入札参加資格を喪失するものとする。

さらに、落札者の決定後、落札者の代表企業又は構成企業において上記の事実が確認された場合、市は、落札者の決定を取り消すことができるほか、事業契約締結後にあっては事業契約を解除できるものとする。